

有明海・八代海総合調査評価委員会令案参照条文

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第 号）（抄）

（調査研究の実施及び体制の整備等）

第十八条 国及び関係県は、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、次に掲げる調査を行うとともに、その結果を公表するものとする。

- 一 干潟と有明海及び八代海の海域の環境との関係に関する調査
- 二 潮流、潮汐等と有明海及び八代海の海域の環境との関係に関する調査
- 三 有明海及び八代海の海域に流入する水の汚濁負荷量と当該海域の環境との関係に関する調査
- 四 有明海及び八代海の海域に流入する河川の流況と当該海域の環境との関係に関する調査
- 五 土砂の採取と有明海及び八代海の海域の環境との関係に関する調査
- 六 有明海及び八代海における赤潮、貧酸素水塊等の発生機構に関する調査
- 七 有明海及び八代海の海域の環境と当該海域における水産資源との関係に関する調査
- 八 前各号に掲げるもののほか、有明海及び八代海の海域の環境並びに当該海域における水産資源に関する調査

2 （略）

（有明海・八代海総合調査評価委員会）

第二十四条 環境省に、有明海・八代海総合調査評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（委員会の所掌事務）

第二十五条 委員会は、附則第三項の規定に基づいて行う見直しに関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国及び関係県が第十八条第一項の規定により行う総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海の再生に係る評価を行うこと。
- 二 前号に規定する事項に関し、主務大臣等に意見を述べること。

(委員の任命)

第二十六条 委員は、環境の保全及び改善又は水産資源の回復等に関し十分な知識と経験を有する者のうちから、主務大臣と協議の上、環境大臣が任命する。

(政令への委任)

第二十七条 前三条に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(見直し)

3 この法律は、この法律の施行の日から五年以内に、この法律の施行の状況及び第十八条第一項の規定により行う総合的な調査の結果を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

環境省組織令(平成十二年政令第二百五十六号)(抄)

(環境管理局の所掌事務)

第六条 環境管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜十 (略)

十一 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること(自然環境局の所掌に属するものを除く。)

十二 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの(大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び地球環境局の所掌に属するもの、第四条第一項第五号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事務並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。))に限る。)

2 水環境部は、前項第一号から第四号までに掲げる事務(環境の構成要素としての水(水底の底質を含む。以下この項、第三十一条第二号及び第三号並びに第三十四条第二号及び第三号において同じ。))、土壌及び地盤に係るものに限る。)、同項第五号、第八号、第十号及び第十一号に掲

げる事務並びに同項第十二号に掲げる事務（環境の構成要素としての水、土壌及び地盤に係るものに限る。）をつかさどる。

（水環境管理課の所掌事務）

第三十五条 水環境管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水質の汚濁の防止のための規制に関すること（企画課及び土壌環境課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に関すること。
- 三 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処理に関する基準等の策定及び規制等に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

四 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること（自然環境局の所掌に属するものを除く。）。

五 前各号に掲げるもののほか、第六条第一項第十二号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての水（地下水を除く。）に係るもの

（土壌環境課の所掌事務）

第三十六条 土壌環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 （略）

四 前三号に掲げるもののほか、第六条第一項第十二号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての地下水、土壌及び地盤に係るもの